

図 1-1 二酸化硫黄の年平均値の推移

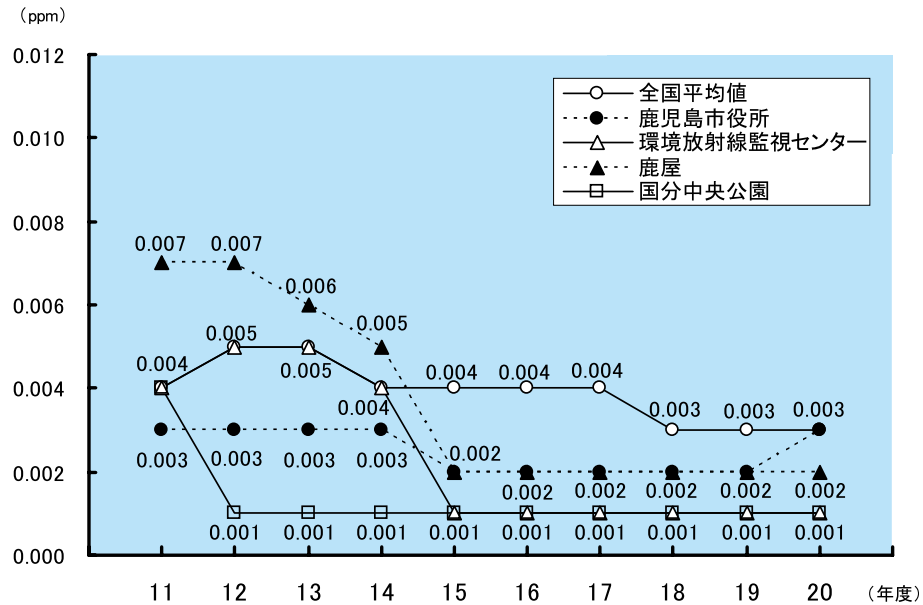


表 1-5 二酸化硫黄測定結果 (平成20年度)

市町名	測定局	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価
		(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有×・無○)	
鹿児島市	市役所	0.003	4	0.1	0	0.0	0.131	0.013	○	達成
	谷山支所	0.002	1	0.0	0	0.0	0.101	0.010	○	達成
	有村	0.031	505	5.8	69	19.1	3.720	0.187	×	非達成
	黒神	0.003	27	0.3	1	0.3	0.405	0.020	○	達成
	桜島支所	0.002	2	0.0	0	0.0	0.189	0.008	○	達成
	赤水	0.008	113	1.3	17	4.8	0.796	0.063	×	非達成
	喜入	0.001	0	0.0	0	0.0	0.050	0.005	○	達成
	環境保健センター	0.003	2	0.0	0	0.0	0.137	0.009	○	達成
	鴨池	0.005	2	0.0	0	0.0	0.128	0.013	○	達成
薩摩川内市	寄田	0.001	0	0.0	0	0.0	0.031	0.004	○	達成
	環境放射線監視センター	0.001	0	0.0	0	0.0	0.068	0.004	○	達成
	川内	0.001	0	0.0	0	0.0	0.064	0.003	○	達成
鹿屋市	鹿屋	0.002	0	0.0	0	0.0	0.100	0.014	○	達成
いちき串木野市	羽島	0.001	0	0.0	0	0.0	0.076	0.005	○	達成
霧島市	国分中央公園	0.001	0	0.0	0	0.0	0.097	0.005	○	達成
志布志市	志布志	0.001	0	0.0	0	0.0	0.065	0.006	○	達成
東串良町	古市団地	0.001	0	0.0	0	0.0	0.068	0.007	○	達成

② 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質 (Suspended Particulate Matter, SPM) とは、大気中に浮遊する粒子状物質 (浮遊粉じん, エアロゾルなど) のうち粒径が $10\mu\text{m}$ (マイクロメートル) 以下のものです。

SPMは微小な粒子のため大気中に長時間滞留し、肺や気管支等に沈着して高濃度になると呼吸器に悪影響を及ぼすとされています。SPMには発生源から直接大気中に放

出される一次粒子と、硫黄酸化物（ SO_x ），窒素酸化物（ NO_x ）等のガス状成分が大気中で粒子状物質に変化する二次粒子があります。

一次粒子の発生源には、工場等から排出されるばいじんやディーゼル車の排出ガスに含まれる粒子状物質等の人為的発生源と、土壌の巻き上げ等の自然発生源がありますが、本県では、桜島の降灰も大気環境濃度に大きく影響しています。

ア 年平均値の推移

(ア) 一般局

平成20年度は、浮遊粒子状物質の測定を7市町15測定局で実施しました。

県内における年平均値の過去10年間の推移は、図1－2のとおりであり、各測定局ともわずかな増減はあるものの、全般的には横ばいで推移しています。

(イ) 自排局

平成20年度は、浮遊粒子状物質の測定を2市2測定局で実施しました。

鹿児島市鴨池及び薩摩川内市川内の年平均値は、全国平均値と同程度です。（図1－3）

図1－2 浮遊粒子状物質の年平均値の推移＜一般局＞

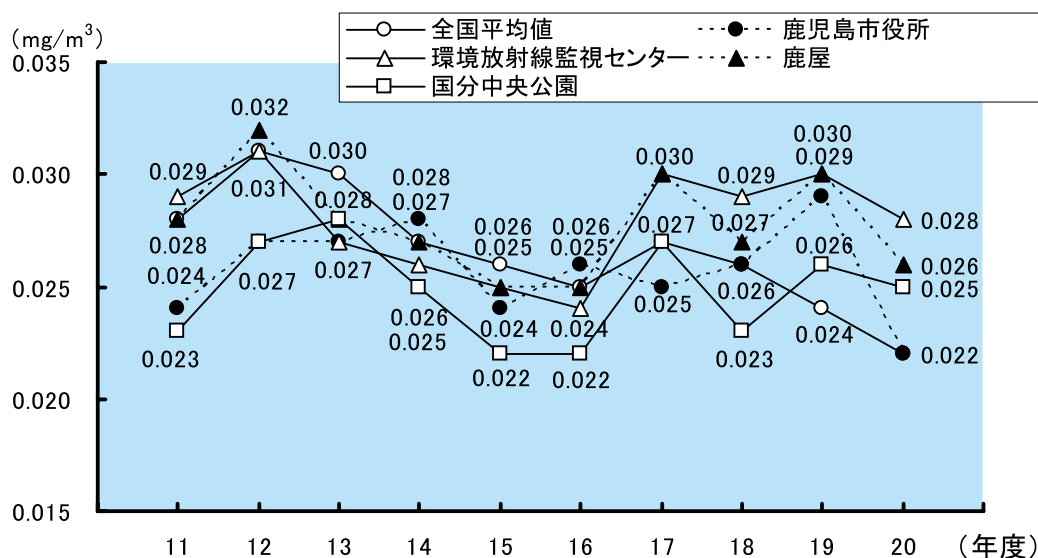
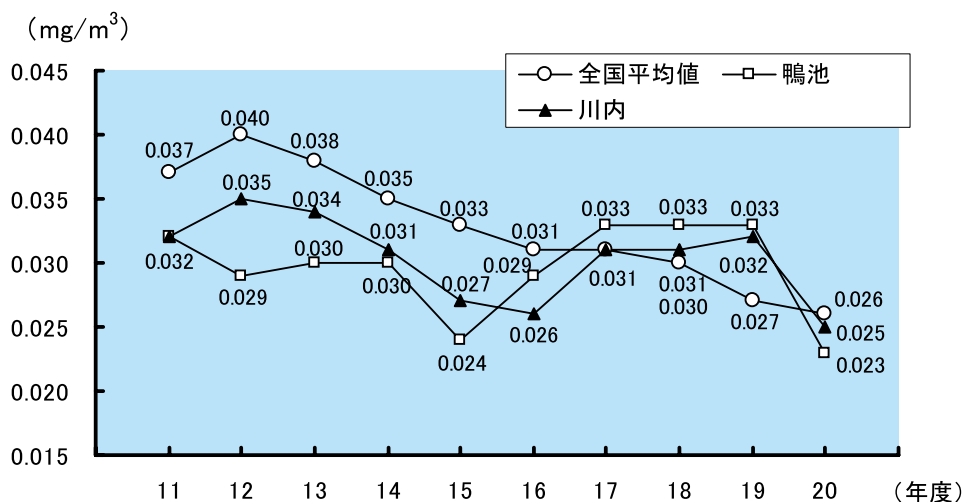


図1－3 浮遊粒子状物質の年平均値の推移＜自排局＞



イ 環境基準の達成状況

平成20年度の長期的評価による環境基準の達成状況は、17測定局（一般局15局，自排局2局）全てで環境基準を達成しています。（表1－6，表1－7）

表1－6 浮遊粒子状物質測定結果（平成20年度）＜一般局＞

市町名	測定局	年平均値	1時間値が 0.20mg/m ³ を超えた時 間数とその 割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた 日数とその 割合		1時間値 の最高値	日平均 値の2% 除外値	日平均値 が0.10mg /m ³ を超えた 日が2日以上 連続したこと の有無	環境基準の長期 的評価
		(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(有×・無○)	
鹿児島市	市役所	0.022	0	0.0	0	0.0	0.121	0.047	○	達成
	谷山支所	0.019	0	0.0	0	0.0	0.157	0.047	○	達成
	有村	0.023	17	0.2	2	0.6	0.794	0.057	○	達成
	黒神	0.019	1	0.0	0	0.0	0.348	0.045	○	達成
	桜島支所	0.020	0	0.0	0	0.0	0.130	0.052	○	達成
	赤水	0.025	34	0.4	2	0.6	1.645	0.068	○	達成
	喜入	0.019	0	0.0	0	0.0	0.117	0.046	○	達成
	環境保健センター	0.028	0	0.0	0	0.0	0.135	0.057	○	達成
薩摩川内市	寄田	0.032	2	0.0	0	0.0	0.243	0.058	○	達成
	環境放射線監視センター	0.025	0	0.0	0	0.0	0.158	0.051	○	達成
鹿屋市	鹿屋	0.026	0	0.0	0	0.0	0.161	0.051	○	達成
いちき串木野市	羽島	0.022	0	0.0	0	0.0	0.150	0.053	○	達成
霧島市	国分中央公園	0.025	4	0.0	0	0.0	0.490	0.058	○	達成
志布志市	志布志	0.025	2	0.0	0	0.0	0.252	0.053	○	達成
東串良町	古市団地	0.028	5	0.1	0	0.0	0.312	0.055	○	達成

表1－7 浮遊粒子状物質測定結果（平成20年度）＜自排局＞

市町名	測定局	年平均値	1時間値が 0.20mg/m ³ を超えた時 間数とその 割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日 数とその 割合		1時間値 の最高値	日平均 値の2% 除外値	日平均値 が0.10mg /m ³ を超えた 日が2日以上 連続したこと の有無	環境基準の長期 的評価
		(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(有×・無○)	
鹿児島市	鴨池	0.023	0	0.0	0	0.0	0.124	0.050	○	達成
薩摩川内市	川内	0.025	0	0.0	0	0.0	0.150	0.052	○	達成

③ 二酸化窒素

一酸化窒素（NO）や二酸化窒素（NO₂）等の窒素酸化物（NO_x）は、主に化石燃料の燃焼に伴って発生し、その発生源としては工場・事業場等の固定発生源と自動車等の移動発生源があります。

窒素酸化物は酸性雨や光化学オキシダントの原因物質となり、特に二酸化窒素は高濃度で呼吸器に悪影響を及ぼすとされ、環境基準が定められています。